

第3回「平成30年7月豪雨災害に係る義援金」配分委員会審議結果

○第3次配分について

1 義援金受付額

日本赤十字社愛媛県支部	2,706,182,679円
愛媛県共同募金会	385,639,355円
愛媛県	2,218,425,942円
合 計	5,310,247,976円 (平成30年11月22日現在)

2 第3次配分基準及び配分額等

(1) 被害状況別配分基準

対象者(被害状況)		第3次配分基準 (第2次配分基準を含む)	第2次配分基準 (第1次配分基準を含む)	第1次配分基準
人的被害	死亡者	3,000,000円/人	3,000,000円/人	500,000円/人
	重傷者	300,000円/人	300,000円/人	100,000円/人
住家被害	全壊	2,000,000円/世帯	1,400,000円/世帯	300,000円/世帯
	半壊	1,000,000円/世帯	700,000円/世帯	200,000円/世帯
	一部破損	200,000円/世帯	150,000円/世帯	50,000円/世帯
	床上浸水	400,000円/世帯	300,000円/世帯	100,000円/世帯

(2) 市町別配分額

市町名	第3次配分額(A)	配分済額(B) (1次・2次配分+追加配分)	配分累計額(A)+(B)
松山市	22,750,000円	59,250,000円	82,000,000円
今治市	22,200,000円	59,500,000円	81,700,000円
宇和島市	247,000,000円	853,900,000円	1,100,900,000円
八幡浜市	36,550,000円	84,250,000円	120,800,000円
大洲市	913,600,000円	2,095,400,000円	3,009,000,000円
伊予市	1,350,000円	3,250,000円	4,600,000円
西予市	191,300,000円	451,500,000円	642,800,000円
上島町	1,800,000円	4,400,000円	6,200,000円
久万高原町	300,000円	700,000円	1,000,000円
松前町	200,000円	600,000円	800,000円
砥部町	700,000円	1,700,000円	2,400,000円
内子町	1,550,000円	4,050,000円	5,600,000円
伊方町	100,000円	300,000円	400,000円
松野町	25,000,000円	75,800,000円	100,800,000円
鬼北町	4,100,000円	16,100,000円	20,200,000円
愛南町	2,600,000円	6,600,000円	9,200,000円
合 計	1,471,100,000円	3,717,300,000円	5,188,400,000円

3 配分方法

- ・県は、配分委員会の決定を受け、市町に算出根拠を示して義援金を配分する。
- ・市町は、配分委員会の配分基準を基に被災者に配分する。
ただし、市町において、第3次配分基準に依りがたい特段の事情がある場合は、当該基準を上限に弾力的な配分を可能とする。
- ・市町の被害調査の進捗により、義援金の配分原資に不足が生じるおそれがある場合は、上記配分基準に基づき、義援金の範囲内で追加配分する。
- ・今後、義援金の寄託状況等を踏まえ、第4次配分を検討する。

○義援金の募集期間について

- ・県、日本赤十字社愛媛県支部及び愛媛県共同募金会から、募集期間を12月31日から平成31年6月30日まで再延長すると報告があった。